

第1章 総則

第1 目的

この基準は消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定め、同意事務等の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

この基準は防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準及び火災予防上の行政指導事項も含まれている。指導事項の運用については防火対象物の関係者、設計者、施工者等に対して義務を課するものではないため、十分な説明を行い、協力を得ることを前提としていることに留意すること。

第3 用語

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 危規則とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 6 条例とは、宇都宮市火災予防条例（昭和37年条例第4号）をいう。
- 7 条例規則とは、宇都宮市火災予防条例施行規則（昭和37年規則第35号）をいう。
- 8 告示とは、消防庁告示をいう。
- 9 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 10 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 11 JISとは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）の日本産業規格をいう。
- 12 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 13 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 14 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 15 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 16 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは防火設備である防火戸または特定防火設備である防火戸をいう。
- 18 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 19 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 20 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 21 認定品とは、規則第31条の4の規定により認定を受けた消防用設備等またはこれらの部分である機械器具をいう。

第4 基準の範囲

この基準は、令、則及び条例に定める以外の事項で第1に定める目的に必要なものを定める。